

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年9月8日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

（計100点）

類似業務経験の分野	地域開発に係る各種業務
対象国及び類似地域	インドネシア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」）において、西ジャワ州は人口約 5,000 万人を抱える国内最大の州であり、ジャカルタ首都特別州に次ぐ経済活動が盛んな地域である。同州のうちレバナ地域（以下、「当地域」）と呼ばれる 7 つの自治体（スバン県、インドラマユ県、マジヤレンカ県、スメダン県、クニンガン県、チレボン県、チレボン市）は、合計人口が約 988 万人 (West Java Open Data (2021))、面積は西ジャワ州の約 2 割を占める。当地域開発計画は 2020 年に州令（知事規則第 84/2020 号）によって施行された後、2021 年に大統領令 (Perpres 87/2021) により指定され、国家戦略計画の一つに位置付けられている。当地域は今後、経済特別区への指定も計画され、新しい経済成長センターとしての地域開発が志向されている。本邦企業の多くは西ジャワ州に製造拠点を有していることから、当地域の経済基盤開発への関心は官民とも高い。

当地域スバン県には円借款にて整備が進むパティンバン港が位置しており、本邦企業出資（100%）の運営会社が同港の自動車ターミナル運営を実施している。同港の将来的な貨物集積や競争力強化のためには、背後に広がる当地域での各産業拠点等との連結性強化等が重要になる。他方で、大統領令制定に際してインドネシア政府が簡易的に作成した当地域開発マスタープランでは、候補プロジェクトリストは含むものの、地域全体のグランドデザインや候補プロジェクトの優先順位付けなどはなされていない。パティンバン港の開発や運営とのシナジーを考慮した計画的・戦略的な地域開発計画や優先開発プロジェクトの選定等が必要である。また、当地域開発をリードする西ジャワ州プロジェクトマネジメントオフィス・レバナ地域管理局 (Rebana Metropolitan Management Authority: RMMA) が 2023 年 4 月に設立され、その実施体制・能力強化が必要である。こうした状況を受け、インドネシア政府は、当地域開発計画のレビューと

その実施のための体制・能力強化にかかる協力を日本政府に要請した。

上記背景の下、JICAは「パティンバン港周辺におけるレバナ地域開発プロジェクト」の詳細計画策定調査を実施することとした。本調査では、先方政府関係機関との協議を通じてプロジェクトの協力の枠組みを策定するとともに、当該プロジェクトのデザイン、実施に必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2023年9月下旬）

- ① 要請背景及び内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行い、特に以下についてレビューを行う。
 - ア) インドネシアの担当分野に係る政策・計画状況
 - イ) インドネシアのレバナ地域における担当分野に関する、他ドナーを含む既往、計画中の関連案件
 - ウ) インドネシアの担当分野に係る課題整理
- ③ 現地調査で相手国関係機関（RMMA、西ジャワ州政府、経済担当調整大臣府（CMEA）、インフラ優先案件実施促進委員会（KPPIP）等）、他ドナー（世界銀行、GIZ、オーストラリア等）等から収集すべき内容を検討する。
- ④ 相手国関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を担当分野の観点から作成する。
- ⑤ JICA が作成する、対処方針（案）、Minutes of Meeting (M/M)（案）、Record of Discussions (R/D)（案）、Project Design Matrix (PDM 案)、Plan of Operation (P/O)（案）、案件概要表（案）について、担当分野の観点から協力する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加すると共に、他分野の団員と連携し、議事録を作成する。

(2) 現地業務期間（2023年10月上旬～2023年10月下旬）

- ① JICA インドネシア事務所等との打ち合わせに参加する。
- ② 相手国関係機関との協議（R/D 協議を含む）及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

- (a) 要請背景・内容の詳細について情報確認、整理を行う。
- (b) 対象地域について、インドネシア側の対象地域について意向や考え方等の詳細を確認する。
- (c) 要請内容に関して、想定している関係機関及び実施体制を確認する。

イ) 概況・基礎データ

- (a) 対象地域の概況（人口、気候・自然災害履歴、産業構造・主要産業、文化・経済、治安、ランドスケープ等）について情報収集を行い分析する。
- (b) 対象地域の基礎データ（地形図等の基本図面、GIS データ、各種統計、地図情報関連データ等）の整備状況を確認するとともに縮尺、更新状況を確認し本体プロジェクトで活用可能か分析する。
- (c) 他援助機関の取り組みを確認する。
- (d) 気候変動対策にかかる政策、対応状況を環境社会配慮／気候変動団員と協力の上把握する。
- (e) 地域開発計画の策定・実施監理における DX の導入・活用状況を確認する。

ウ) 関連組織（RMMA、西ジャワ州政府、対象地域自治体、経済担当調整大臣府（CMEA）、インフラ優先案件実施促進委員会（KPPIP）等）

- (a) 関連各組織のレバナ地域開発に関する所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員のバックグラウンド、ジェンダーや多様性への配慮状況、業務経験、実施能力、課題について情報収集する。
- (b) 各組織の役割分担及び調整メカニズムについて把握・分析し課題を抽出する。
- (c) 各組織のレバナ地域開発に関する予算規模、内訳について情報収集する。
- (d) レバナ地域開発における関連組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき、各機関の能力評価とステークホルダー分析を行う。

エ) 既存計画

- (a) インドネシア側作成の現行のレバナ地域開発計画を確認し、課題を把握する。
- (b) レバナ地域の県・市／地区の開発計画や土地利用計画を確認し、課題を抽出する。(a)のレバナ地域開発計画含め、各計画間の整合性・課題を確認する。

オ) 優先事業

- (a) 現行のレバナ地域開発計画で挙げられている事業の情報収集・整理を行う。
- (b) 事業リストに挙げられている事業の優先度についてヒアリング等も踏まえて、背景や選定方法、考え方について分析・整理する。
- (c) 事業リストから優先事業の選定にあたっての課題、選定の方法（関係機関の調整メカニズム含む）、評価軸について本プロジェクト実施に向けて提案する。

カ) PPP、民間投資、民間開発

- (a) レバナ地域開発におけるインドネシア関係機関の PPP スキームによる開発の方針、計画を確認し、課題を抽出する。
- (b) レバナ地域開発における民間投資、民間開発の計画及び事業の動向、課題、デベロッパーの能力や実績について情報収集・整理する。
- (c) レバナ地域開発計画との関連も踏まえ、PPP、民間投資、民間開発について、現状について分析し課題を抽出する。

キ) その他

- (a) 担当分野に係る本プロジェクトで想定される現地再委託による作業の特定、TOR 検討及びローカルコンサルタントに関する情報収集（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）を行う。

- ④ 本プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象（前提条件、外部条件、工程管理、コスト管理、総合的管理等）に関連する情報の整理を行う。
- ⑤ 本プロジェクト実施にあたり、横断的に留意すべき事項（気候変動対策、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ）の整理、分析を行う。
- ⑥ 他団員と協力し、現地調査時の議事録（和文/英文）を作成する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査報告書の原稿取りまとめを行う。

- ⑧ JICA がインドネシア政府と締結する M/M (R/D 案、PDM 案、PO 案を含む) の作成・協議に際し、担当分野部分について協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2023年10月下旬~2023年11月上旬)

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 収集資料を分析・整理する。
- ③ 担当分野に関し、案件概要表(案)(和文)の作成に協力する。
- ④ 担当分野に関し、リスク管理チェックシート(※)の作成に係る必要情報の取り纏めに協力する。フォーマットは JICA から提供する。
- ⑤ 担当分野に係る本プロジェクトへの助言(実施手法、規模、留意点等)を行う。
- ⑥ 本プロジェクト実施にあたり、横断的に留意すべき事項(気候変動対策、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ)を他団員と協力の上とりまとめる。
- ⑦ 担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)(和文)の取りまとめを行う。

※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。2023年11月10日(金)までに電子データをもって提出することとする。

なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- (2) 収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」(以下同じ)の

「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ジャカルタを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は2023年10月1日～10月24日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

本契約受注コンサルタントは、準備期間・現地業務期間・整理期間を通じ、他の団員と協力しながら、プロジェクトの協力内容の詳細検討を行うことを想定しています。JICAの調査団員が現地入りしている際は、本プロジェクトの検討にかかる協議への参加を想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

① 総括（JICA）

② 協力企画（JICA）

③ 地域開発（本コンサルタント）

④ 環境社会配慮／気候変動対策（JICAが別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通 訊 備 上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：基本的には各機関との初回協議時のみ JICA インドネシア事務所がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

④ 過去の調査報告書の活用

JICA の過去のプロジェクト報告書等にまとめられた、インドネシア共和国の環境社会配慮関連の基礎情報や分析結果も活用し、本コンサルタントは特にレバナ地域開発計画に関連する事業・地域にかかり、担当分野の情報収集・分析を行うことを想定しています。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgge@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書（写）
- ・ 想定するプロジェクト概要（案件概要表（案））
- ・ インドネシア側作成のレバナ地域開発計画

② 本業務に関する以下の資料が、JICA のウェブサイトで公開されています。

- ・ インドネシア国 パティンバン港アクセス高速道路開発計画環境社会配慮アドバイザー【有償勘定技術支援】業務完了報告書（2022 年 10 月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12371449.pdf>

- ・ インドネシア共和国パティンバン港高速道路事業準備調査（PPP インフラ事業）【予備調査】最終報告書（2019 年 8 月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12351482.pdf>

- ・ Information Disclosure under JICA Guidelines for Environment and Social Considerations (April, 2010) and the Guidelines revised thereafter (Indonesia)

[Southeast Asia | Projects classified as Category A, B, or FI | Our Work | JICA](#)

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応

次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上